

『銀行業務検定試験 公式テキスト 相続アドバイザー3級 2020年10月・2021年3月受験用』**追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 相続アドバイザー3級 2020年10月・2021年3月受験用』をお持ちの方が、2021年5月以降に銀行業務検定試験「CBT相続アドバイザー3級」を受験する際の一助となるよう、お知らせするものです。

記

●外国人に係る相続税等の納税義務の見直し

高度外国人材等の就労を促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際には、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としないこととされた（贈与税についても同様）。

●住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置の拡充

住宅取得等資金にかかる贈与税の非課税措置が、次のとおり拡充された。

- ① 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等にかかる契約を締結した場合における非課税限度額（最大で1,500万円）を、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる（令和3年3月31日までの非課税限度額が継続される）こととされた。
- ② 令和3年1月1日以後の贈与により取得する住宅取得等資金については、受贈者が贈与を受けた年分の所得税にかかる合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を40㎡以上（改正前は50㎡以上）に引き下げることとされた。

●教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の見直し

教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置が令和5年3月31日まで延長されるとともに、令和3年4月1日以後の贈与について次の措置が講じられた。

- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（死亡日において、受贈者が「23歳未満」「学校等に在学している」「教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している」のいずれかに該当する場合を除く）には、その死亡の日までの年数にかかわらず（改正前は死亡前3年以内）、死亡日における管理残額（非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額）が、相続財産に加算されることとなった。
- ② 受贈者が贈与者の子以外の直系卑属（孫・ひ孫等）である場合、上記①の管理残額にかかる相続税額については、相続税額の2割加算の対象（改正前は対象外）とされることとなった。

●結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置の見直し

結婚・子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税措置について、令和5年3月31日まで延長されるとともに、次の措置が講じられた。

- ① 令和3年4月1日以後の贈与から、受贈者が贈与者の子以外の直系卑属（孫・ひ孫等）である場合には、管理残額（非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額）にかかる相続税額について、相続税額の2割加算の対象（改正前は対象外）とされることとなった。
- ② 令和4年4月1日以後の贈与については、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（現行は20歳以上）に引き下げられる予定である。

●令和3年度の遺族年金の年金額（カッコ内は令和2年度の金額）

令和3年度の遺族年金の年金額が、下表のとおり定められた。

遺族基礎年金	基本額	780,900円（781,700円）
	第1子・第2子の加算額	224,700円（224,900円）
	第3子以降の加算額	74,900円（75,000円）
遺族厚生年金	中高齢の寡婦加算額	585,700円（586,300円）

以上